

## 練馬こぶしハーフマラソン実行委員会X（旧Twitter）運用ポリシー

### （目的）

第1条 この運用ポリシーは、練馬こぶしハーフマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）がX（旧Twitter）を利用した情報発信を行うための管理および運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （アカウント）

第2条 実行委員会が管理および運用するX（旧Twitter）アカウント（以下「当アカウント」という。）のアカウント名、ユーザーID、メールアドレス、主に発信する情報は、以下の通りとする。

アカウント名：練馬こぶしハーフマラソン

ユーザーID：@NerimaKobushi

メールアドレス：[city-marathon01@city.nerima.tokyo.jp](mailto:city-marathon01@city.nerima.tokyo.jp)

主に発信する情報：練馬こぶしハーフマラソン（以下「大会」という。）に関する情報

### （アカウント管理者）

第3条 当アカウントのアカウント管理者は、実行委員会事務局次長とする。

2 アカウント管理者は、X（旧Twitter）による情報発信において、本ポリシーを遵守しなければならない。

3 当アカウントによる情報発信は、アカウント管理者の責により行わなければならない。

4 アカウント管理者は、当アカウントのパスワードを定期的に変更する対策を講じなければならない。

### （運用責任者）

第4条 アカウント管理者は、当アカウントの運用責任者を指定するものとする。

2 運用責任者は、実行委員会事務局係長の職にある者をもって充てる。

3 アカウント管理者は、前項に掲げる者のほか必要に応じて運用責任者を別に指定することができる。

### （ID管理の特例）

第5条 アカウント管理者は、管理するX（旧Twitter）のユーザーIDおよびパスワードを運用責任者との間で共有することができる。

### （基本原則）

第6条 当アカウントには、発信内容および運用元の立場を明記しなければならない。

2 当アカウントによる情報発信は、情報の正確性を慎重に判断した上で行わなければならない。また、公序良俗に反する一切の情報を発信してはならない。

### （情報発信）

第7条 情報発信は、アカウント管理者の承認をもって行うものとする。ただし、つぎに掲げる場合においては、アカウント管理者は、情報発信の承認権限を運用責任者に委任することができる。

- (1) 災害関連情報や天候不良等によるイベントの中止情報など、緊急を要する情報を発信する場合
- (2) 大会開催中の様子など、即時性および臨場感が求められる情報を発信する場合
- (3) その他アカウント管理者が適当と認める場合

(引用)

第8条 アカウント管理者は、つぎに掲げる情報であって、大会開催の機運醸成等に資すると判断したものについて、引用（以下「リポスト」という。）をすることができる。

- (1) 国および地方公共団体ならびにその監理団体、外郭団体等が発信した情報
- (2) 国および地方公共団体の事業を委託した事業者が、当該受託事業に関して発信した情報
- (3) 公共施設の指定管理者が、当該施設の事業に関して発信した情報
- (4) 練馬区が後援名義使用を承認した事業の主催者が、当該事業について発信した情報
- (5) その他アカウント管理者が大会参加者等へのサービスの向上に資すると判断した情報

(誤投稿等)

第9条 運用責任者は、誤投稿など不適切な情報発信を行った場合には、直ちにアカウント管理者へ報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けたアカウント管理者は、直ちに実行委員会事務局長へ報告し、その指示に従わなければならない。

(X (旧 Twitter) アカウント運用上の制限等)

第10条 当アカウントにおいて、つぎに掲げる運用は行わないものとする。

- (1) X (旧Twitter) 利用者が投稿した大会に関するポストへのリプライ
- (2) X (旧Twitter) 利用者が当アカウントのポストに対し投稿したリプライへの個別の返信
- (3) X (旧Twitter) 利用者が当アカウントに対し送信したダイレクトメッセージへの個別の返信
- (4) 特定の個人や組織、団体との連絡手段としての使用
- (5) 私物のパソコンやスマートフォン端末を使用した情報発信

第11条 アカウント管理者は、一般の利用者が投稿した大会に関するポスト、当アカウントのポストに対するリプライおよび当アカウントに対し送信されたダイレクトメッセージがつぎに掲げるものに該当すると判断した場合、アカウント管理者は必要に応じてX社へ通報し、該当アカウントをブロックし、または当該リプライを非表示とすることができる。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 法令に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- (3) 犯罪行為を助長するもの
- (4) 政治、宗教または営利を目的とするもの
- (5) 実行委員会または第三者を差別もしくは誹謗中傷し、プライバシーや人権等を侵害するもの
- (6) 実行委員会または第三者の知的財産権および肖像権を侵害するもの

(7) その他アカウント管理者が不適當であると判断するもの

第12条 アカウント管理者は、当アカウントのポストにリプライ制限を設定することができる。

(知的財産権および肖像権)

第13条 当アカウントに掲載している全ての情報（テキスト、画像等をいう。）に関する知的財産権および肖像権は、実行委員会または正当な権利を有する者に帰属するものとし、当アカウントの投稿をリポストする場合を除き、当アカウントに掲載している情報を無断で使用し、または転載することを禁止する。

(免責事項)

第14条 実行委員会は、当アカウントに関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。X（旧Twitter）利用者が当アカウントの情報に関連して行う一切の行為またはX（旧Twitter）利用者間またはX（旧Twitter）利用者と第三者間で発生した損害に関しても同様とする。

(その他)

第15条 このポリシーに定めるもののほか、必要な事項は実行委員会事務局長が別に定める。

付 則

このポリシーは、令和4年8月25日から施行する。

付 則

このポリシーは、令和5年9月5日から施行する。



練馬こぶしハーフマラソン実行委員会 Twitter 運用ポリシー新旧対照表

現 行	改正案
<p>練馬こぶしハーフマラソン実行委員会<u>Twitter</u>運用ポリシー</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この運用ポリシーは、練馬こぶしハーフマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）が<u>Twitter</u>を利用した情報発信を行うための管理および運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(アカウント)</p> <p>第2条 実行委員会が管理および運用する<u>Twitter</u>アカウント（以下「当アカウント」という。）のアカウント名、ユーザーID、メールアドレス、主に発信する情報は、以下の通りとする。</p> <p>ユーザーID： [略]</p> <p>メールアドレス： [略]</p> <p>主に発信する情報： [略]</p> <p>(アカウント管理者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 アカウント管理者は、<u>Twitter</u>による情報発信において、本ポリシーを遵守しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(ID管理の特例)</p> <p>第5条 アカウント管理者は、管理する<u>Twitter</u>のユーザーIDおよびパスワードを運用責任者との間で共有することができる。</p> <p>(引用)</p> <p>第8条 アカウント管理者は、つぎに掲げる情報であって、大会開催の機運醸成等に資</p>	<p>練馬こぶしハーフマラソン実行委員会<u>X (旧Twitter)</u> 運用ポリシー</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この運用ポリシーは、練馬こぶしハーフマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）が<u>X (旧Twitter)</u> を利用した情報発信を行うための管理および運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(アカウント)</p> <p>第2条 実行委員会が管理および運用する<u>X (旧Twitter)</u> アカウント（以下「当アカウント」という。）のアカウント名、ユーザーID、メールアドレス、主に発信する情報は、以下の通りとする。</p> <p>ユーザーID： [略]</p> <p>メールアドレス： [略]</p> <p>主に発信する情報： [略]</p> <p>(アカウント管理者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 アカウント管理者は、<u>X (旧Twitter)</u> による情報発信において、本ポリシーを遵守しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(ID管理の特例)</p> <p>第5条 アカウント管理者は、管理する<u>X (旧Twitter)</u> のユーザーIDおよびパスワードを運用責任者との間で共有することができる。</p> <p>(引用)</p> <p>第8条 アカウント管理者は、つぎに掲げる情報であって、大会開催の機運醸成等に資</p>

すると判断したものについて、引用（以下「リツイート」という。）をすることができる。

(1)～(5) [略]

(Twitterアカウント運用上の制限等)

第10条 [略]

(1) Twitter利用者が投稿した大会に関するツイートへのリプライ

(2) Twitter利用者が当アカウントのツイートに対し投稿したリプライへの個別の返信

(3) Twitter利用者が当アカウントに対し送信したダイレクトメッセージへの個別の返信

(4)～(5) [略]

第11条 アカウント管理者は、一般の利用者が投稿した大会に関するツイート、当アカウントのツイートに対するリプライおよび当アカウントに対し送信されたダイレクトメッセージがつぎに掲げるものに該当すると判断した場合、アカウント管理者は必要に応じてTwitter社へ通報し、該当アカウントをブロックし、または当該リプライを非表示とすることができる。

(1)～(7) [略]

第12条 アカウント管理者は、当アカウントのツイートにリプライ制限を設定することができる。

(知的財産権および肖像権)

第13条 当アカウントに掲載している全ての情報（テキスト、画像等をいう。）に関する知的財産権および肖像権は、実行委員会または正当な権利を有する者に帰属するものとし、当アカウントの投稿をリツイートする場合を除き、当アカウントに掲載している情報を無断で使用し、または転載す

すると判断したものについて、引用（以下「リポスト」という。）をすることができる。

(1)～(5) [略]

(X (旧Twitter) アカウント運用上の制限等)

第10条 [略]

(1) X (旧Twitter) 利用者が投稿した大会に関するポストへのリプライ

(2) X (旧Twitter) 利用者が当アカウントのポストに対し投稿したリプライへの個別の返信

(3) X (旧Twitter) 利用者が当アカウントに対し送信したダイレクトメッセージへの個別の返信

(4)～(5) [略]

第11条 アカウント管理者は、一般の利用者が投稿した大会に関するポスト、当アカウントのポストに対するリプライおよび当アカウントに対し送信されたダイレクトメッセージがつぎに掲げるものに該当すると判断した場合、アカウント管理者は必要に応じてX社へ通報し、該当アカウントをブロックし、または当該リプライを非表示とすることができる。

(1)～(7) [略]

第12条 アカウント管理者は、当アカウントのポストにリプライ制限を設定することができる。

(知的財産権および肖像権)

第13条 当アカウントに掲載している全ての情報（テキスト、画像等をいう。）に関する知的財産権および肖像権は、実行委員会または正当な権利を有する者に帰属するものとし、当アカウントの投稿をリポストする場合を除き、当アカウントに掲載している情報を無断で使用し、または転載す

することを禁止する。

(免責事項)

第14条 実行委員会は、当アカウントに関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。Twitter利用者が当アカウントの情報に関連して行う一切の行為またはTwitter利用者間またはTwitter利用者と第三者間で発生した損害についても同様とする。

付 則 [略]

することを禁止する。

(免責事項)

第14条 実行委員会は、当アカウントに関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。X (旧Twitter)利用者が当アカウントの情報に関連して行う一切の行為またはX (旧Twitter)利用者間またはX (旧Twitter)利用者と第三者間で発生した損害についても同様とする。

付 則 [略]

付 則

このポリシーは、令和5年9月5日から施行する。